

「(仮称)明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

(骨子案)への意見公募手続(パブリックコメント)について

1 条例策定の趣旨等

令和6年4月、児童福祉法の改正を受けて、新たに一時保護施設独自の設備及び運営に関する基準(内閣府令)が制定されました。

一時保護は、こどもの安全を守るために必要な措置であり、明石市では、これまで一時保護されたこどもに配慮した支援に取り組んできました。新たな国の基準では、一時保護されたこどもがより安心して過ごせるように、こどもの権利擁護や個別的なケアなどを推進する内容を定めています。

本市においても、国の基準を踏まえて、「(仮称)明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定する予定です。そこで、条例(骨子案)に対する意見公募を行います。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

「(仮称)明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(骨子案)

(2) 募集期間

2024年12月16日(月)~2025年1月15日(水)(必着)

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ その他明石市の社会的養育に関わりのある方

(4) 資料の閲覧場所等

① 窓口での閲覧

執務時間内(下記※参照)であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

ア こども局明石こどもセンター窓口

イ 行政情報センター(市役所本庁舎1階)

ウ 大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター(各市民センター)

エ あかし総合窓口(パピオスあかし6階)

※ 執務時間について

閲覧場所	執務時間	年始の開庁日
ア 明石こどもセンター窓口	平日の8時55分~17時40分	1月6日(月)
イ 行政情報センター	平日の8時55分~17時40分	1月6日(月)
ウ 各市民センター	平日の8時55分~17時15分	1月6日(月)
エ あかし総合窓口	平日は20時まで、土日祝日(第3日曜日を除く)は17時15分まで	1月4日(土)

- ② 市ホームページ
市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。
- (5) 意見の提出方法及び提出先
書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。
意見を提出される方の「住所・氏名・電話番号」（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。
- ① 郵送の場合
〒674-0068
明石市大久保町ゆりのき通 1-4-7
明石市こども局明石こどもセンター あて
- ② ファックスの場合
FAX(078)918-5728
明石市こども局明石こどもセンター あて
- ※ 送信後、TEL(078)918-5097 へ着信確認をお願いします。
- ③ 電子メールの場合
アドレス：kodomocenter@city.akashi.lg.jp
- ④ 持参の場合（受付時間 平日の執務時間内 8時55分～17時40分）
明石市こども局明石こどもセンター
〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通 1-4-7
- (6) 注意事項
- ① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。
- ② 上記(5)の①～④のすべてにおいて、「（仮称）明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（骨子案）への意見であることを明記してください。
- ③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。
受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。
- (7) 個人情報の取り扱いについて
- ① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。
- ② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。
- ③ 住所・氏名・電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。
- (8) お問い合わせ先
明石市こども局明石こどもセンター
TEL (078) 918-5097（代表）